基山町告示第１０４号

　基山町空家等情報登録制度実施要綱を次のように定める。

　　　平成２８年９月１日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　基山町長　　松　田　　一　也

基山町空家等情報登録制度実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、基山町内の空家等（以下「空家等」という。）を有効活用することにより、基山町への定住を促進し、地域の活性化を図るため、基山町空家等情報登録制度（以下「すまいるナビ」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(１)　空家等　基山町内に存する空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第２条第１項に規定する空家等及び居住の用に供する建物を建築できる土地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。

(２)　所有者等　空家等に係る所有権その他の権利により当該空家等の賃貸及び売却を行うことができる者をいう。

(３)　すまいるナビ　この要綱の定めるところにより、基山町への定住を目的として、空家等の売却又は賃貸を希望する所有者等から申込みを受けた情報を公開し、当該空家等の利用を希望する者に対し、当該情報を紹介する基山町空家等情報登録制度をいう。

(４)　仲介業者　すまいるナビの運営について、町長が協定を締結する者をいう。

（適用上の注意）

第３条　この要綱は、すまいるナビ以外による空家等の取引を規制するものではない。

（空家等の登録）

第４条　すまいるナビによる空家等の登録を希望する所有者等は、すまいるナビ登録申込書（様式第１号）にすまいるナビ登録カード（様式第２号）を添えて町長に提出しなければならない。ただし、民間事業者による売買、賃貸等を目的とするものを除く。

２　町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を確認の上、適当であると認めたときはすまいるナビ登録台帳（以下「登録台帳」という。）に登録するものとする。

３　町長は、前項の規定により登録をしたときは、その旨をすまいるナビ登録完了通知書（様式第３号）により、当該申込者に通知するものとする。

（空家等に係る登録事項の変更）

第５条　前条第３項の規定により通知を受けた者（以下「登録者」という。）は、登録事項に変更があったときは、すまいるナビ登録事項変更届出書（様式第４号）を町長に提出しなければならない。

（空家等の登録抹消）

第６条　町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録台帳の登録を抹消することとする。ただし、第２号に該当することにより登録の抹消を受けた登録者は、改めて第４条第１項の規定による登録の申込みを行うことにより、再度登録をすることができる。

(１)　登録者からすまいるナビ登録抹消届出書（様式第５号）が提出されたとき。

(２)　空家等が登録台帳に登録された日の属する年度の翌年度の３月31日を経過したとき。

(３)　前２号に掲げるもののほか、町長が登録台帳への登録が適当でないと認めるとき。

２　町長は、前項の規定により登録台帳の登録を抹消したときは、すまいるナビ登録抹消通知書（様式第６号）を登録者に通知するものとする。

（空家等の情報公開）

第７条　町長は、登録をした空家等の情報を町の広報紙・ホームページ等で公開するものとする。

（利用者の登録）

第８条　すまいるナビを利用し、空家等の紹介を受けようとする者（以下「利用希望者」という。）は、すまいるナビ利用申込書（様式第７号）及び誓約書（様式第８号）を町長に提出しなければならない。ただし、あっせん及び仲介等を目的とした登録はできないものとする。

２　利用希望者は、町内に定住を目的として、空家等の購入又は賃借を希望し、かつ、地域住民と協調し、地域の活性化に寄与しようとする者でなければならない。

３　町長は、第１項の規定により利用の申込みがあったときは、その内容を確認の上、適当であると認めたときはすまいるナビ利用者台帳（以下「利用者台帳」という。）に登録するものとする。

４　町長は、前項の規定により登録をしたときは、その旨をすまいるナビ利用者登録完了通知書（様式第９号）により、当該利用希望者に通知するものとする。

（利用希望者に係る登録事項の変更）

第９条　利用希望者は、登録事項に変更があったときは、すまいるナビ利用者登録事項変更届出書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

（利用希望者の登録抹消）

第10条　町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者台帳の登録を抹消することとする。ただし、第２号に該当することにより登録の抹消を受けた利用希望者は、改めて第８条第１項の規定による登録の申込みを行うことにより、再度登録をすることができる。

(１)　利用希望者からすまいるナビ利用者登録抹消届出書（様式第11号）が提出されたとき。

(２)　登録された日から２年を経過したとき。

(３)　前２号に掲げるもののほか、町長が利用者台帳への登録が適当でないと認めるとき。

２　町長は、前項の規定により利用者台帳の登録を抹消したときは、すまいるナビ利用者登録抹消通知書（様式第12号）を利用希望者に通知するものとする。

（登録者と利用希望者の交渉等）

第11条　登録者と利用希望者との空家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、仲介業者を介して行い、町長は直接これに関与しないものとする。

（情報の提供等）

第12条　町長は、必要に応じて、登録者、利用希望者及び仲介業者に対して、登録台帳又は利用者台帳に登録された情報を提供するものとする。

（個人情報の取扱い）

第13条　登録者、利用希望者及び仲介業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(１)　すまいるナビから知り得る個人情報（以下「個人情報」という。）を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、加工及び利用をしないこと。

(２)　個人情報について、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずること。

(３)　保有の必要がなくなった個人情報について、速やかに廃棄し、又は消去するなど適切な措置を講ずること。

(４)　個人情報について、漏えい、毀損、滅失等の事実が発生した場合は、町長に速やかに報告し、その指示に従うこと。

（補則）

第14条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

　　年　　月　　日

基山町長　　　　　　　　　　様

申込者　住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

すまいるナビ登録申込書

基山町空家等情報登録制度実施要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第４条第１項の規定により、すまいるナビへの登録を申し込みます。

１　契約交渉について、仲介業者に仲介等を依頼します。併せて、仲介業者への情報提供を承諾します。

２　登録内容は、別紙すまいるナビ登録カード（様式第２号）記載のとおりです。

1. 登録をした空家等の維持管理は、所有者等が行ってください。
2. 町では、情報提供や必要な連絡調整等は行いますが、「所有者等」と「利用希望者」間で行う物件の売買、賃貸借等に関する交渉、契約等に関しての仲介行為は行いません。仲介等は仲介業者が行います。なお、仲介等に係る費用については、宅地建物取引業法（昭和27年法律176号）第46条第１項の規定による額となります。
3. 基山町個人情報保護条例（平成16年条例第６号）の趣旨に基づき、申込みされた個人情報は、本制度の目的以外に利用いたしません。

様式第２号（第４条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| すまいるナビ登録カード | 物　　件登録番号 | ※第　　　　　号 |
| 物件所在地 |  |
| 売却・賃貸の別 | 　□売却　　希望売却価格　　　　　　　　万円程度 |
| 　□賃貸　　希望賃貸価格　　　　　　　　万円程度／月額 |
| ※どちらでもよい場合は両方ともチェックして金額を記入ください |
| 物件の概要 | 面　積 | 構造 | 建築年 | 　　年建築（築　　年） |
| 土地 | 　㎡ | □木造 | 補修の要否 | 補修の費用負担 |
| □軽量鉄骨造 |
| 建物 | １階 | ㎡ | □鉄骨 | □補修は不要 | □所有者負担 |
| 坪 | □鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ | □多少な補修必要 | □入居者負担 |
| ２階 | ㎡ | □その他 | □大幅な補修必要 | □その他 |
| 坪 | （　　　　） | □現在補修中 | （　　　　　） |
| 設備の状況 | 電　気 | □引込済　　□その他 |
| ガ　ス | □プロパン　□その他 |
| 風　呂 | □ガス　　　□灯油　　　□電気　　　□その他（　　　　） |
| 水　道 | □上水道　　□簡易水道　□その他（　　　　） |
| 下水道 | □下水道　　□浄化槽　　□その他（　　　　） |
| 便　所 | □水洗　　　□簡易水道　□汲み取り　／　□和式　□洋式 |
| 車　庫 | □有（　　　台分）　　　□無 |
| 庭 | □有（　　　　㎡）　　　□無 |
| 物　置 | □有（　　　　㎡）　　　□無 |
| その他 |  |
| 利用状況 | □自ら居住 | 主要施設等までの距離 |
| □放置　（　　年） | □町役場（　　km）□バス停（　　km）□病院（　　km） |
| □別荘 | □ｽｰﾊﾟｰ（　　km）　□保育園（　　km）□小学校（　　km） |
| □その他（　　　） | □中学校（　　km）□その他（　　　　）（　　km） |
| 特記事項 |  |
| 都市計画法 | 線引き | □市街化区域　□市街化調整区域　 |
| 用途区域 |  |
| 受付日 | 　　年　月　日 | 現地確認日 | 　　年　月　日 |
| 登録日 | 　　年　月　日 | 有効期限 | 　　年　月　日 |
| 登録抹消日 | 　　年　月　日　□契約成立　□登録抹消　□その他（　　　） |
|  |

別紙（様式第２号用）

位置図

|  |
| --- |
| ○記入については、目印となる建物等の名称も併せてご記入ください。 |

間取り図

（建物１階）

|  |
| --- |
|  |

（建物２階）

|  |
| --- |
|  |

様式第３号（第４条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

申込者　　　　　　　　　　様

基山町長　　　　　　　　　　　　印

すまいるナビ登録完了通知書

　　年　　月　　日付けで提出のあったすまいるナビへの登録申込みについて、登録を完了しましたので、基山町空家等情報登録制度実施要綱第４条第３項の規定により通知します。

記

１　物件登録番号　　第　　　　　　　　　号

２　登録者　　　　　　　　　　　　様

３　登録日　　　　　　年　　月　　日

４　有効期限　　　　　　年　　月　　日

※　登録内容に変更等が生じた場合は、速やかに手続を行ってください。

様式第４号（第５条関係）

　　年　　月　　日

基山町長　　　　　　　　　　様

申込者　住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

すまいるナビ登録事項変更届出書

すまいるナビの登録事項に変更があったので、基山空家等情報登録制度実施要綱第５条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

１　物件登録番号　　第　　　　　　　　　号

２　変更内容　　様式第２号による

※　登録変更の場合は、様式第２号へ登録番号及び変更箇所を記載し、提出してください。

様式第５号（第６条関係）

　　年　　月　　日

基山町長　　　　　　　　　　様

申込者　住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

すまいるナビ登録抹消届出書

すまいるナビの登録を抹消したいので、基山町空家等情報登録制度実施要綱第６条第１項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

１　物件登録番号　　第　　　　　　　　　号

２　抹消理由

　　□すまいるナビ等で（売買・賃貸借）の契約が成立したため

契約相手の利用者登録番号　第　　　　号

　　□その他

様式第６号（第６条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

申込者　　　　　　　　　　様

基山町長　　　　　　　　　　　　印

すまいるナビ登録抹消通知書

　　年　　月　　日付けで提出のあったすまいるナビへの登録抹消について、登録を抹消しましたので、基山町空家等情報登録制度実施要綱第６条第２項の規定により通知します。

記

１　物件登録番号　　第　　　　　　　　　号

２　抹消日　　　　　　年　　月　　日

様式第７号（第８条関係）

　　年　　月　　日

基山町長　　　　　　　　　　様

申込者　住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

すまいるナビ利用申込書

基山町空家等情報登録制度実施要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第８条第１項の規定により、すまいるナビへの利用登録を申し込みます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申込者 | 住　　　　所 |  |
| 氏　　　　名 |  |
| 固定電話番号 |  | 携帯電話番号 |  |
| ＦＡＸ番号 |  |
| 申込者の同居予定者 | 氏　　　　　名 | 生年月日 | 年　齢 | 続　柄 | 職　業　等 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 希望する空家情報等 | 希望する空家等の状況 |  |
| 売買・賃貸及びその希望価格 | □売買　希望購入価格　　　　　　　　万円程度 |
| □賃借　希望賃借価格　　　　　　　　万円程度／月額 |
| ※どちらでもよい場合は両方ともチェックして金額を記入ください |
| すまいるナビの利用を希望した理由 |  |

様式第８号（第８条関係）

誓　　　約　　　書

基山町長　　　　　　　　　　様

私は、すまいるナビの利用希望者登録の申し込みにあたり、登録した情報を空家等の登録者及び仲介業者に対して情報公開することを承認し、基山町空家等情報登録制度実施要綱第８条第２項に規定する要件を満たす者であること、この制度で得た情報については、私自身が利用目的に沿って利用し、決して他の目的では利用しないことを誓約します。

　　　　　　年　　月　　日

　住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　印

注１）町では、情報提供や必要な連絡調整等は行いますが、「所有者等」と「利用希望者」間で行う物件の売買、賃貸借等に関する交渉、契約等に関しての仲介行為は行いません。仲介等は仲介業者が行います。なお、仲介等に係る費用については、宅地建物取引業法（昭和27年法律176号）第46条第１項の規定による額となります。

注２）基山町個人情報保護条例（平成16年条例第６号）の趣旨に基づき、申込みされた個人情報は、本制度の目的以外に利用いたしません。

様式第９号（第８条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

申込者　　　　　　　　　　様

基山町長　　　　　　　　　　　　印

すまいるナビ利用者登録完了通知書

　　年　　月　　日付けで提出のあったすまいるナビへの利用者登録申込みについて、登録を完了しましたので、基山町空家等情報登録制度実施要綱第８条第４項の規定により通知します。

記

１　利用者登録番号　　第　　　　　　　　　号

２　登録者　　　　　　　　　　　　様

３　登録日　　　　　　年　　月　　日

４　有効期限　　　　　　年　　月　　日

※　登録内容に変更等が生じた場合は、速やかに手続を行ってください。

様式第10号（第９条関係）

　　年　　月　　日

基山町長　　　　　　　　　　様

申込者　住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

すまいるナビ利用者登録事項変更届出書

すまいるナビの利用者登録事項に変更があったので、基山町空家等情報登録制度実施要綱第９条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

１　利用者登録番号　　第　　　　　　　　　号

２　変更内容　　様式第７号による

※　登録変更の場合は、様式第７号へ登録番号及び変更箇所を記載し提出してください。

様式第11号（第10条関係）

　　年　　月　　日

基山町長　　　　　　　　　　様

申込者　住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

すまいるナビ利用者登録抹消届出書

すまいるナビの利用者登録を抹消したいので、基山町空家等情報登録制度実施要綱第10条第１項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

１　利用者登録番号　　第　　　　　　　　　号

２　抹消理由

　　□すまいるナビ等で（売買・賃貸借）の契約が成立したため

契約相手の物件登録番号　第　　　　号

　　□その他

様式第12号（第10条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

申込者　　　　　　　　　　様

基山町長　　　　　　　　　　　　印

すまいるナビ利用者登録抹消通知書

　　年　　月　　日付けで提出のあったすまいるナビへの利用者登録抹消について、登録を抹消しましたので、基山町空家等情報登録制度実施要綱第10条第２項の規定により通知します。

記

１　利用者登録番号　　第　　　　　　　　　号

２　抹消日　　　　　　年　　月　　日